

議案第70号

川崎市道路標識の寸法の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

川崎市道路標識の寸法の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

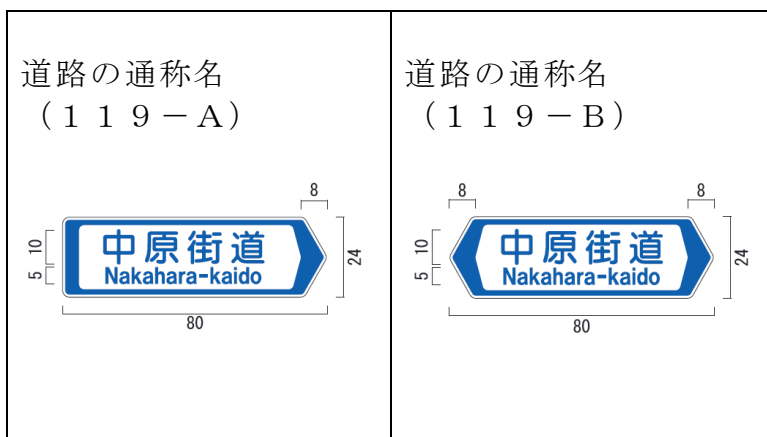
平成29年6月5日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市道路標識の寸法の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市道路標識の寸法の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第89号）
の一部を次のように改正する。

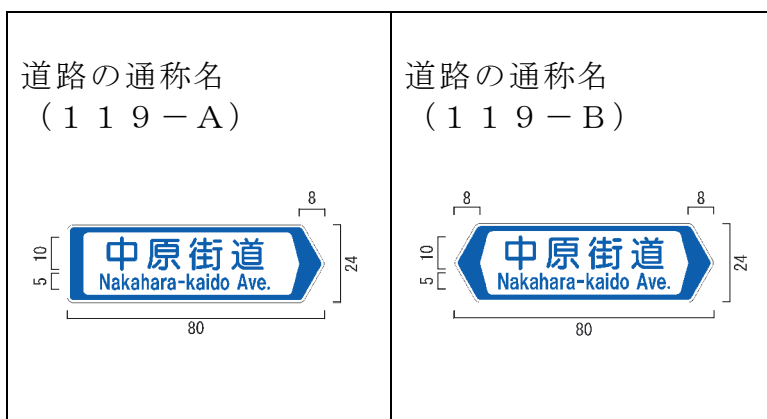
別表の1案内標識の寸法の表中「117の2-A」を「117の3-A」に、
「117の2-B」を「117の3-B」に、「118の3-A」を「118
の4-A」に、「118の3-B」を「118の4-B」に、「118の4-
A」を「118の5-A」に、「118の4-B」を「118の5-B」に、
「118の4-C」を「118の5-C」に、「118の4-D」を「118
の5-D」に、
「



」

を

「



」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。